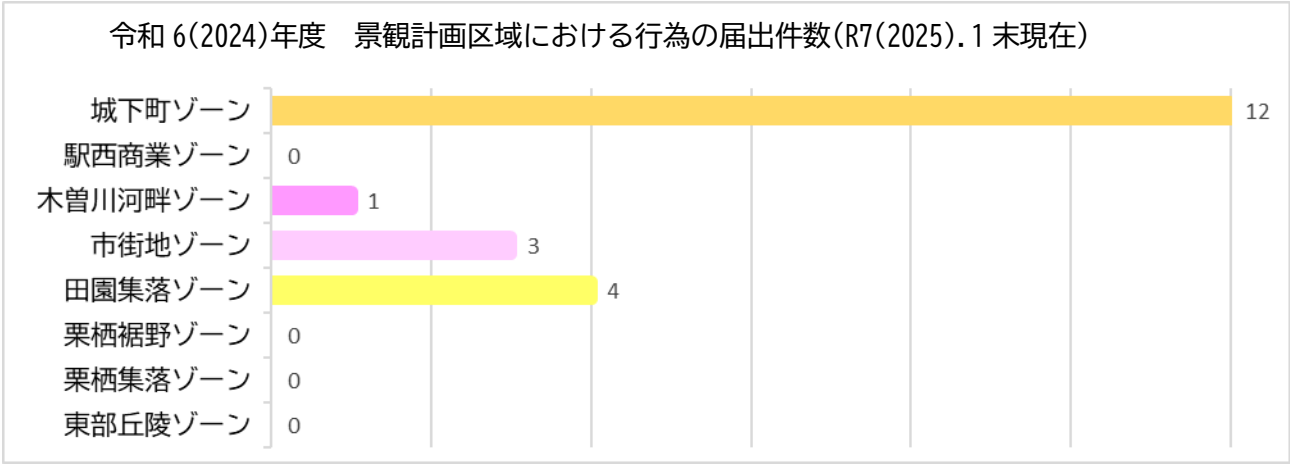


○犬山市景観計画区域について

犬山市では犬山市景観計画において市内全域を「景観計画区域」とし、景観づくりのルールを定めています。届出基準に該当する場合には、「景観計画区域における行為の届出書」を提出する必要があります。

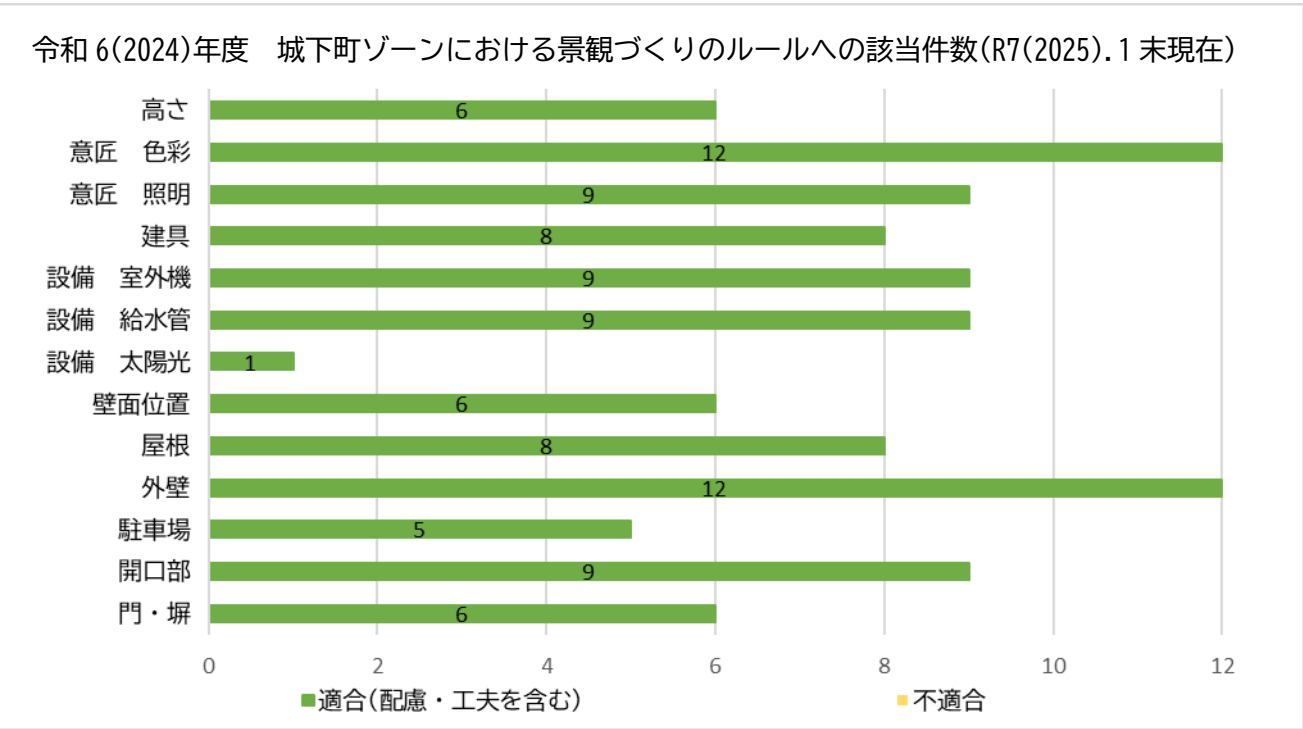
○景観計画区域における行為の届出件数

令和 6（2024）年度の建築物の届出件数は、令和 7 年 1 月末時点で 2 0 件であり、その内の 1 2 件が犬山城周辺地域の城下町ゾーンでの行為です。城下町ゾーンは全ての建築物を届出対象としているため、届出件数が多くなっています。



○城下町ゾーンにおける景観づくりのルールへの該当件数について

景観計画における行為の届出については、令和 5（2023）年度より事前協議を行っています。件数の多い城下町ゾーンにおいては、すべての届出の該当するルールについて数値基準がある高さと色彩については適合、その他のルールについては配慮・工夫がなされています。



※景観助成物件は該当するすべてのルールに適合

○令和6年度届出事例

改修前



改修後

